

## 東京都の「基本的対策徹底期間」における 西東京市公共施設の対応について（方針）

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のための東京都の「基本的対策徹底期間における対応（令和3年10月21日 東京都決定）」に基づき、令和3年10月25日以降の市内公共施設の対応については、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 本方針の適用期間

令和3年10月25日から同年11月30日まで

#### 2 施設利用時間

各施設が定める利用時間までの利用とする（時間制限を設けない。）。

#### 3 利用制限を継続する施設

(1) 入浴施設

(2) 調理室（調理利用）

(3) 障害者総合支援センター「フレンドリー」

利用できない施設等

多目的室（土・日曜日のみ貸出し）、会議室C、情報コーナー、交流スペース、  
作品展示スペース、その他オープンスペース

(4) いこいの森公園

ア スケート広場

※ 新型コロナワクチン接種会場のため。ただし、一部施設については、利用可  
（予約制。詳細は、別に定める。）

イ バーベキュー場

(5) 図書館 保谷駅前図書館学習室

#### 4 その他

(1) 施設の利用可能定員は、利用内容に応じて各施設が定める。

(2) その他施設利用に関する詳細は、各施設において定め、周知する。

(3) 障害者総合支援センター「フレンドリー」

同施設での公共施設予約システムの利用はできません。

(4) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに  
生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとし、今後、感染者の減少傾向が継  
続する場合は、段階的に更なる緩和策を講じることとする。